

## 役員等報酬および費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若草福祉会(以下「法人」という。)の定款第21条に基づき、役員等の報酬及び費用弁償と定款第8条に基づく評議員の報酬及び費用弁償について規定する。

### (範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

(1) 役員報酬 (2) 評議員報酬 (3) 費用弁償

### (会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする

### (役員等報酬)

第4条 役員又は評議員(以下、「役員等」という)の報酬は、役員等が理事長の招集に応じ理事会又は評議委員会に出席したときは、その出席1日につき、4,000円を支給する。

2 監事が定款第11条に基づき監査を行ったときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

3 理事長が定款第11条に基づく監査に立ち会ったときは、その出席1日につき、4,000円を支給する。

4 役員等が職務のため諸行事に出席した場合、並びに理事長が業務として当該法人の設置する施設に出勤し、概ね2時間以上滞在した場合は、その出席1日につき3,000円を支給する。

### (報酬の支払)

第5条 報酬は、業務終了時に通貨にて、相当額を直接本人に支払う。

### (費用弁償)

第6条 役員等が第4条に定める職務以外のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償は、別に定める「役員等の費用弁償支給規則」に基づき支給する。

付 則